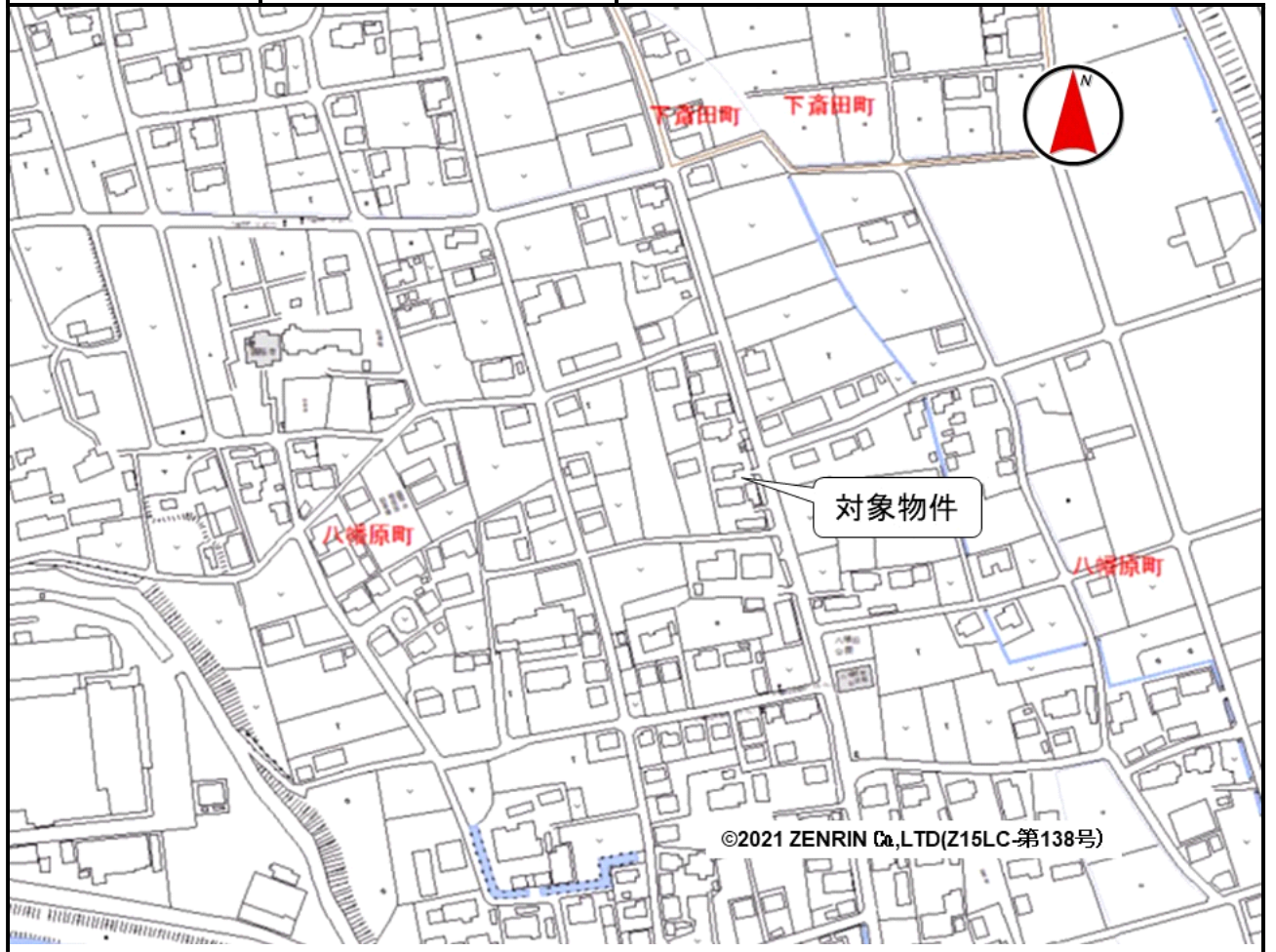


売却区分番号	830-11		
見積価額	¥1,550,000	公売保証金	¥200,000
財産の表示	1 所在 群馬県高崎市八幡原町字勝岡 地番 820番6 地目 宅地 地積 276.61平方メートル		以上登記簿による表示
公法上の規制	市街化調整区域 建ぺい率 70% 容積率 200% 高崎市景観条例		
接道状況	東側 幅員約8.2メートル 舗装市道 等高接面		
地盤・地勢	ほぼ平坦		
使用状況等	<p>物件所有者の親族が所有する件外登記建物（家屋番号820番7）の敷地として使用されています。</p> <p>物件所有者の申立てによると、使用に関して合意がされていますが、契約書の作成及び金銭の授受はありません。</p>		
管理状況等	-		
特記事項	1 埋蔵文化財包蔵地（八幡原41遺跡）に指定されています。 2 線引以前からの宅地（既存宅地）に該当し、既存宅地の確認の届出が許可されています。なお、用途変更等の場合には制限を受ける場合もあります。詳細は、高崎市開発指導課（電話027-321-1356）にお問い合わせください。		
住居表示等	群馬県高崎市八幡原町820番地6		
最寄駅等	JR（東日本）高崎線 新町駅 北西方約3.4キロメートル		
その他事項	公売財産の売却決定は、最高価申込者に係る入札価額をもって行います。		
留意事項	<p>公売は現況有姿により行うものであるため、次の一般的事項を十分ご理解の上、公売へご参加ください。</p> <ol style="list-style-type: none"> 公売財産の面積等は公簿上によるものです。あらかじめその現況及び関係公簿等を確認してください。 公売財産の種類又は品質に関する不適合があっても、執行機関（国）は、担保責任等を負いません。 執行機関（国）は、公売財産の引渡しの義務を負わないため、使用者又は占有者に対して明渡しを求める場合や不動産内にある動産の処理などはすべて買受人の責任において行うことになります。 土地の境界については隣接地所有者と、接面道路（私道）の利用については道路所有者とそれぞれ協議してください。 土壌汚染やアスベストなどに関する専門的な調査は行っていません。 		

売却区分番号

830-11



売却区分番号

830-11

